

令和5年度予算概算要求の概要 (こども家庭庁)

令和5年度予算概算要求の概要

<主要事項>

第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

- 1 こども大綱の策定・推進
- 2 こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- 3 こどもの意見聴取と政策への反映
- 4 こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策
- 2 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信
- 3 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
- 4 高等教育の無償化

第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 1 総合的な子育て支援
- 2 こどもの居場所づくり支援
- 3 こどもの安全・安心

第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 1 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障害児支援体制の強化
- 4 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進
- 5 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援
- 6 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなぐためのこどもデータ連携の推進

令和5年4月1日に施行されるこども基本法（令和4年法律第77号）においては、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱の策定、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨や内容についての周知、国や地方自治体がこども施策の策定等を行うに当たってのこども等の意見反映に関する規定が設けられた。

こども基本法を着実に施行・推進することにより、強い司令塔機能を発揮するとともに、常にこどもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組む。

（※）については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求

1 こども大綱の策定・推進【新規】（※）

- こども基本法に基づき、こども政策推進会議（議長：内閣総理大臣）の下で、こども・若者や子育て当事者等からの意見を踏まえて、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を策定し、その推進を図る。また、地方自治体のこども計画の策定を支援する。

2 こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発【新規】（※）

- こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容について、広く社会に周知するとともに、こどもに対して内容を分かりやすく伝える取組を行う。

3 こどもの意見聴取と政策への反映【新規】（※）

- こども基本法において、国がこども施策の策定等に当たり、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨の規定が置かれたことを踏まえ、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってのこども・若者から意見を聴くための仕組みを設ける。また、地方自治体の取組を支援する。

4 こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実【新規】（※）

- こども政策に関するデータ・統計とEBPM（証拠に基づく政策立案）の在り方に関する研究会を設置し、検討を行う。

令和5年度概算要求額：5,430億円+事項要求

少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、我が国の社会経済に多大な影響を及ぼす有事というべき課題である。個々人が結婚やこどもについての希望を実現できる社会をつくるため、総合的な少子化対策を推進する方策として、地方自治体が行き届く結婚支援、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を支援するとともに、国民全体への情報発信により社会的機運の醸成に取り組む。

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 地域の実情や課題に応じた少子化対策

(令和5年度概算要求額)
60億円

(1) 地域少子化対策重点推進交付金【一部推進枠】

- 結婚、子育てに関する地方自治体の取組（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）への支援を充実させるとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、結婚新生活支援事業の充実を図る。

2 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信

(令和5年度概算要求額)
2.5億円

(1) 少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等【推進枠】

- 我が国の少子化の状況や少子化の進行が我が国の社会経済にもたらす影響について国民全体で危機感を共有するとともに、結婚を希望する人を支え、子育て世帯を優しく包み込む社会的機運を醸成するため、効果的な媒体を使った国民各層への情報発信を行う。

3 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援

(令和5年度概算要求額)

171億円

(1) プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- ・都道府県等における不妊や妊娠・出産を含む性と健康に関する相談支援や正しい知識の普及啓発等を支援する。

(2) 若年妊婦等への相談等支援【一部推進枠】

- ・若年妊婦等へのアウトリーチやSNS等を活用した相談支援体制を推進するとともに、産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）の充実を図る。

(3) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等

- ・医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。

(4) 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の整備の推進

- ・産前・産後サポート事業、産後ケア事業における実施場所の修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけではなく「賃借物件」まで拡大し、より身近な場で妊産婦等を支える体制を整える。

(5) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援【新規】 【推進枠】

- ・市町村における低所得の妊婦の支援ニーズの把握と初回の産科受診料の助成を支援する。

(6) 母子保健対策の強化【一部推進枠】

- ・新たに、遠方で妊婦健康診査や産後ケアを受ける際の交通費支援や、母子保健事業のオンライン化やデジタル化等の導入支援、成育医療等に関する計画の策定等に係る都道府県による広域支援の推進等を実施する。

(7) 低出生体重児等多様性に配慮した分かりやすい母子保健情報の充実【新規】

- ・「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」を踏まえ、母子保健に関する情報をわかりやすく提供するためのコンテンツを作成し、様々なニーズを捉えた情報発信の充実を図る。

4 高等教育の無償化

(令和5年度概算要求額)

5,196億円+事項要求

(1) 高等教育の修学支援新制度の実施

- ・大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施する。4

令和5年度概算要求額：3兆3,604億円+事項要求

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化の実施により、こどもを産み育てやすい環境を整備する。

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備を推進する。さらに、こどもの安全で安心な生活環境の整備のため、こどもを事故から守る取組を推進するとともに、万一事故が発生してしまった場合の公的保障制度の充実を図るほか、予防のためのこどもの死亡検証体制の整備に取り組む。

1 総合的な子育て支援

(※)については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求

(令和5年度概算要求額)

3兆3,557億円+事項要求

(1) 子ども・子育て支援新制度の推進(年金特別会計に計上)【一部社会保障の充実】

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべてのこども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)、
地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)、
子育てのための施設等利用給付 等

イ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等、市区町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

【主な事項要求】

◇ 社会保障の充実

令和5年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する(消費税引上げ以外の財源も含む)。

◇ 新しい経済政策パッケージ等の実施

・ 幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用の無償化について引き続き実施する。

・ 保育士の処遇改善

② 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

ウ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

③ 児童手当の支給

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(2) 保育の受け皿整備・保育人材の確保等【一部新規】 【一部推進枠】

- ・保育の受け皿整備
「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある地方自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。
- ・保育人材確保のための総合的な対策
修学資金貸付について、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大する。
また、保育士養成施設を卒業する学生の地元の保育所等への就職内定の割合に応じて、当該養成施設における就職促進の取組に必要な経費を支援する。
この他、園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止のため、園外活動時の見守りを含む周辺業務を行う者（保育支援者）の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を追加する。
- ・多様な保育の充実
保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施するとともに、外国籍のこどもを受け入れるための加配職員の補助要件の緩和を行う。
- ・認可外保育施設の質の確保・向上
認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
また、認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等に対し、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援するほか、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

(3) 認定こども園向け補助金の一元化【一部再掲】 【一部推進枠】

- ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

(4) 就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等【新規】（※）

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する指針（就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称））を新たに策定するとともに、これに基づき取組を強力に推進していくため、全ての施設、家庭へ普及していく積極的な広報を行う。

2 こどもの居場所づくり支援

(令和5年度概算要求額)
1,099億円の内数+事項要求

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備【一部事項要求】

- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備を図る。

(2) 児童館における子育て支援等の取組の推進【一部新規】

- ・「児童館における健全育成活動等開発事業」について、児童館における障害児の受け入れを推進するための取組や改正児童福祉法の施行に向けた取組に関するテーマを新たに追加する。

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施【新規】 (※)

- ・全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(Well-being)で成長することができるよう、NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を創設する。

(※) このほか、令和4年の児童福祉法等改正法の施行(令和6年度)に向けて、引き続き、令和3年度補正予算(安心こども基金)に計上した、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のないこどもの居場所支援を行う事業を活用した取組を推進する。

(4) 「こども食堂」に対する支援

- ・「こども食堂」などこどもの居場所づくりを行うNPO等を支援する地方公共団体に対する財政支援を引き続き推進する(後述「第4『5(2)』」関連)

3 こどもの安全・安心

(令和5年度概算要求額)
23億円

(1) こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討【新規】 (※)

- ・教育・保育施設等やこどもが活動する場(放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など)等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組みの導入に向けた検討のため、情報システム、海外の類似制度等に関する各調査研究等を行う。

(2) 災害共済給付制度への加入促進のための機能強化【新規】

- ・ こどもの事故等に対応する災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）制度について、平成27年度から段階的に対象を拡大した保育施設等の加入率の向上のため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの機能強化により、未加入の設置者に対する加入促進を図る。

(3) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備

- ・ こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的に、モデル事業として試行的に実施し、他の検証事業を踏まえ、こどもの安全確保を推進する。

令和5年度概算要求額：8,279億円

児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、虐待を受けた子ども等への支援に関する取組を進めるため、児童相談所や市区町村の体制強化、里親への支援の充実や児童養護施設等の機能強化など、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進を図る。また、社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。

(※)については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求

1 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(令和5年度概算要求額)

1,741億円

(1) 児童虐待防止対策の推進【一部新規】【一部推進枠】

- ・児童相談所の児童福祉司等の採用活動に係る支援について、中途採用を促進するため、転職サイトへの登録費用を支援するとともに、若手職員を指導するOB・OG職員をフルタイムでの配置を図ること等により、児童相談所の体制強化を図る。
 - ・児童相談所の設置準備に伴う職員の配置支援を拡充し、既に児童相談所を設置している地方自治体が増設を行う場合の支援を行う。
 - ・令和4年の児童福祉法等改正法による親子再統合支援事業の創設を踏まえ、保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を実施する民間団体の育成の支援を行う。
 - ・こども権利擁護に係るモデル事業について、都道府県、指定都市、児童相談所設置市となっている補助対象の地方自治体を、市町村まで拡大する。
 - ・未就園児等の家庭への訪問支援等を行う事業を拡充し、各種申請手続のサポートなど、「伴走支援」を行う場合の支援を行う。
- (*) このほか、令和4年の児童福祉法等改正法の施行(令和6年度)に向けて、引き続き、令和3年度補正予算(安心こども基金)に計上した母子保健・児童福祉一体的相談支援機関の設置に要する経費の補助を行う事業を活用した取組を推進する。

(2) 社会的養育の充実【一部新規】【一部推進枠】【一部事項要求】

- ・里親の開拓や研修、こどもと里親のマッチング等の里親支援に包括的に取り組もうとするフォスタリング機関を支援する。
- ・フォスタリング機関の担い手を確保するため、フォスタリング機関職員や職員候補者等に対する研修や、関係機関が参加する全国フォーラムを開催する事業を創設する。
- ・児童養護施設退所者等への自立支援について、対象者の年齢の要件を緩和し、22歳の年度末の以降の支援についても補助対象に追加する。
- ・定期的に医療機関を受診している児童養護施設退所者等への自立支援資金の貸付について充実を図る。
- ・児童養護施設等の高機能化・多機能化に関して先駆的な事例を支援し、全国の地方自治体等に横展開するモデル事業を創設する。
- ・児童養護施設等に入所する障害児等への支援や、入所前の受入に係る業務を行う職員配置について、充実を図る。

(*) このほか、令和4年の児童福祉法等改正法の施行（令和6年度）に向けて、引き続き、令和3年度補正予算（安心こども基金）に計上した訪問による家事支援、親子関係形成支援、支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援等に関する事業を活用した取組を推進する。

(3) 児童福祉施設等の着実な整備

- ・児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代支援対策の充実を図る。

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(令和5年度概算要求額)
1, 806億円

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進 【一部新規】【一部推進枠】

- ・ひとり親家庭の相談支援体制の整備について、同行支援や継続的な見守り支援等の伴走型支援を行うための体制づくりに必要な支援を行う。
- ・資格取得に向けた訓練受講中のひとり親に対し、生活費を支援する高等職業訓練促進給付金について、令和4年度末までとしている対象資格の拡大及び訓練期間の緩和措置を継続する。
- ・自立支援プログラム策定事業及び就業・自立支援センター事業について、離婚前の者（離婚を検討する者）を対象とし、離婚前から離婚後を見据えた就業支援に取り組む。
- ・就業・自立支援センター等に「民間企業連携強化支援員」を配置し、民間企業に対し、ひとり親を雇用した際に受けられる助成金の説明会や、助成金申請手続の補助などを行うことで、ひとり親雇用への理解を深め、民間企業と連携した出口を見据えた効果的な就業支援に取り組むことを目的とした事業を創設する。
- ・国において、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、地方自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境整備を行う。
- ・養育費等相談支援センターにおける養育費相談に関して、法律的論点の整理を行い、スムーズに弁護士への相談につなげることができるよう、体制を整備する。

3 障害児支援体制の強化

(令和5年度概算要求額)
4, 721億円

(1) 良質な障害児支援の確保

- ・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

(2) 地域における障害児支援体制の強化

- ・令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）に向け、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。

(3) 医療的ケア児等への支援の充実

- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。

4 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進【新規】（※）

- ・地方自治体レベルでのいじめ防止対策の推進として、学校外からのアプローチの開発・実証（地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり）や、国において、いじめ調査アドバイザーの任命・活用（重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等）等を行う。

5 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援

（令和5年度概算要求額）
307億円の内数

(1) ヤングケアラーへの支援【一部新規】【一部推進枠】

- ・ヤングケアラーの実態調査や、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する事業について支援の充実を図る。
- ・ヤングケアラーの支援体制を構築するため、コーディネーターの配置支援や、ピアサポートを行う団体の支援、オンラインサロンの運営支援等を行う事業について支援の充実を図るとともに、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣を支援するため、事業を拡充する。
- ・ヤングケアラーに関して学校等が把握した情報の件数集計や、シームレスなフォローアップ体制を整備する市町村を支援する。

(2) こどもの貧困対策の推進【一部推進枠】

- ・官公民連携プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」の推進、地方における取組支援のための研修、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）など、こどもの貧困対策を推進する。

(3) 地域における子ども・若者支援のための体制整備、人材育成

- ・地域において子ども・若者支援地域協議会等の設置を促進するための取組強化方策としての地方キャラバンや全国サミットを実施するとともに、要保護児童対策地域協議会との有機的な連携が図られるよう促す。
- ・ひきこもりや不登校など、困難を有する子ども・若者の支援者を養成するための、相談業務やアウトリーチ（訪問支援）に関する研修を実施し、支援者の資質向上及び全国レベルでの共助関係の構築を図る。

6 潜在的に支援が必要な子どもをアウトリーチ支援につなげるための子どもデータ連携の推進【新規】（※）

- ・潜在的に支援が必要な子どもを早期に発見し、アウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携について、デジタル庁や内閣府における検討の成果や課題を引き継ぎ、データ連携を進める際のガイドラインの策定や個人情報の適正な取り扱い等について検討を行う。また、全国への横展開を見据え、地方自治体における実証事業を実施する。